

# 戦時性的強制被害者問題調査会設置法案要綱

## 第一 目的及び設置

今次の大戦における旧陸海軍の直接又は間接の関与による女性に対する組織的かつ継続的な性的な行為の強制（以下「戦時における性的強制」という。）の実態を迅速かつ総合的に調査するため、総理府に、戦時性的強制被害者問題調査会（以下「調査会」という。）を置くこと。

（第一条関係）

## 第二 所掌事務等

- 1 調査会は、次に掲げる事項について調査し、その結果を内閣総理大臣に報告すること。
  - 一 戦時における性的強制が行われた施設（以下「戦時性的強制施設」という。）の設置の経緯
  - 二 各戦時性的強制施設の設置の時期及び場所
  - 三 各戦時性的強制施設の経営及び管理並びにこれらに対する旧陸海軍の関与の実態
  - 四 戦時における性的強制により被害を受けた者（以下「戦時性的強制被害者」という。）の総数

五 戦時性的強制被害者の出身地域及び出身地域別の数

六 戦時における性的強制を行うことを目的として女性を集め、移送するために用いた方法及びこれに対する旧陸海軍の関与の実態

七 戦時性的強制被害者が受けた被害の実情

八 戦時性的強制被害者の戦時性的強制施設における生活の状況

九 その他戦時における性的強制の実態に関する事項

2 調査会は、1の調査及び報告を行うに当たっては、戦時性的強制被害者その他関係人の名誉を害することのないよう十分に配慮しなければならないこと。

3 内閣総理大臣は、1の報告を受けたときは、これを国会に報告するとともに、一般に公表しなければならないこと。

( 第二条関係 )

### 第三 組織等

1 調査会は、委員十五人以内で組織すること。

- 2 委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命すること。
- 3 委員は、非常勤とすること。
- 4 調査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定めること。
- 5 調査会の事務を処理させるため、調査会に、事務局を置くこと。

( 第三条、第四条及び第六条関係 )

#### 第四 資料提出その他の協力

- 1 調査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に対して、資料の提出その他の必要な協力を求めることができること。
- 2 調査会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、1に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができること。

( 第五条関係 )

#### 第五 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行すること。

2 この法律は、公布の日から起算して二年を経過した日にその効力を失うこと。

( 附則関係 )